



2022年7月12日

各位

会社名 株式会社ウェザーニューズ
 代表者名 代表取締役社長 草開 千仁
 (コード番号 4825 東証プライム)
 問合せ先 IR マネージャー 河合 茂
 (TEL : 043 - 274 - 5536)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年7月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年8月11日開催予定の第36期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ・変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- ・変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ・株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものです。
- ・上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

現行定款及び変更案は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	<p>【電子提供措置等】</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新設)	<p>(附則)</p> <p>【株主総会資料の電子提供に関する経過措置】</p> <p>第1条 定款第16条【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】の削除および定款第16条【電子提供措置等】の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年8月11日（予定）
定款変更の効力発生日	2022年8月11日（予定）

以上